

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 3 年 11 月 19 日  
東村山市議会議長 様

議席番号 20 番  
質問者 伊藤 真一

### 記

#### 1. 租税債権の管理の強化について

歳入予算の約 4 割を占める、市税収入は財政の重要な柱です。歳入に占める市税の割合は多摩 26 市中 22 位(令和 2 年度)であり、さらなる歳入の強化に取り組みなくてはなりません。一方、税の公平性と公正性に鑑みて、徴収の確保と公平性の確保も重要な課題です。公平性と公正性が守られなくては、市民の信頼を失い、租税制度は成り立ちません。その視点から、法に基づく税債権の管理について確認していく必要があると考え、以下、質問します。

- (1) 滞納処分の停止(地方税法第 15 条の 7 関係)の各項目について、第二次方針当初から現在までの経年変化にどのような傾向があるか。また、それは基本方針に基づく収納対策との関係において、どのような効果と課題があると考えられるか。

#### 不納欠損処分及び執行停止状況

市税		27	28	29	30	1	2
地税法 15-7-1	処分財産無し、生活困窮危惧、処分財産不明	3,584	2,289	1,084	614	689	940
		161,469	83,273	37,811	28,416	32,064	38,523
地税法 15-7-4	以後 3 年状況好転せず	467	1,124	839	738	201	52
		14,582	50,964	33,459	26,670	5,628	2,191
地税法 15-7-5	限定承認関係債権等、徴収不能が明白	317	1,019	978	935	533	387
		15,369	70,356	49,433	45,011	23,053	18,420
地税法 18	徴収権の消滅時効完成	334	213	103	86	30	103
		13,530	8,128	3,298	3,419	1,377	4,199

財産表並びに事務報告書から引用 上段:納人数 下段:税額(千円)

- (2) 上記と同様の期間(平成 27 年度～令和 2 年度)において、一般的な分割納付と地方税法第 15 条に定める徴収猶予の取扱いにつき、納人と税額を伺う。

- (3) 催告に対して誠実な納付意思を示さない滞納者に対して、基本方針は「早期に財産調査を行い、滞納処分を実施する」としているが、平成 27 年度から令和 2 年度の経年における傾向から、成果と課題をどのように考えているか。

#### 差押処分状況

年度	27	28	29	30	1	2
不動産 差押処分	35	26	16	21	6	3
	32,553	21,362	12,627	21,532	4,147	3,889
不動産 参加差押	9	8	4	4	2	0
	13,232	10,552	7,918	11,721	1,947	0
債権等	536	679	645	949	961	505
	261,969	232,482	219,970	299,375	253,621	153,392

財産表並びに事務報告書から引用 上段:納人数 下段:滞納税額(千円)

- (4) 平成 28 年 4 月から、納税者の申請による「換価の猶予制度」が創設された。これまでの、制度利用の実績について、市の「職権」によるものと、「申請」によるものそれぞれを伺う。
- (5) 給与の差押は国税徴収法第 76 条において制限されている。この規定は地方税にも準用されるのか。地方税法と当市の市税条例の規定から、給与の差押についてご説明願いたい。
- (6) 地方税法第 18 条に基づく、徴収権の消滅時効による不納欠損処理が減少傾向にあることは、租税債権の管理がより厳正に行われてきているものと評価する。  
法令に基づき、滞納処分の停止、不納欠損処理を行えば、制度上納税義務は消滅し、法第 18 条による不納欠損処理は理論的にはゼロとなるものと考えます。  
これまでの取組みによる縮減の成果、および実務上ゼロにすることの困難性についてご説明願いたい。

- (7) 徴収率を向上させるには、収納構造全体の改革が重要であることは言うまでもない。特に、期限内の収納率を高めることが大事であり、第二次方針の初年度から昨年度までの経年において明らかな改善が確認できる。これまでの成果と今後の課題について見解を伺う。

**督促状発行状況** (全ての税金合計 現年課税分) (年度、%)

27	28	29	30	1	2
13.9	13	12.2	11.6	11.6	10.4

財産表並びに事務報告書から引用

- (8) 以下の①と②について、市長のお考えを伺いたい。
- ①租税債権など公債権および、私債権も含めてその厳正な管理に資するため、武蔵野市や船橋市などが制定している、「債権管理条例」の制定を提案したい。
- ②特に収納分野は関係法令に習熟し、実務経験を体得した専門性の高い職員の育成が欠かせない。現状を踏まえた今後の人材育成のあり方をどう考えるか。